

ご挨拶

東京矯正歯科学会

会長 森山 啓司

爽りの秋を迎え、恒例の東京矯正歯科学会秋季セミナーを開催させていただき運びとなりました。今回は、「矯正治療におけるリスクマネジメント」と題して、医事紛争に関するテーマを取り上げてみたいと思います。

矯正治療が広く社会に認知され、国民にとって身近な医療として定着してきたことに伴い、若年者のみならず幅広い年齢層の多様な症状を有する患者が矯正歯科の診療室を訪れるようになって参りました。一般に矯正治療は選択制の高い医療であるため、治療に先立って患者-医療者間の十分な信頼関係を基盤とした適切なインフォームド・コンセントを得ておくことが必須となります。この過程では、患者の病態や症状に加えて、治療内容（期間、方法、費用等）、代替治療法の選択肢の有無、治療中あるいは治療を行わずに放置したときに生じるリスクなどについて十分な説明を行い、同意を得ておかなければなりません。もしこの過程を経ずに治療によって患者に何らかの不利益が生じた場合には、医療者は責任を厳しく追及されることになります。

論語には、「過ちて改めざる、是を、過ちと謂う」との一節があります。われわれはいかなる医療行為を行うにあたって、常に医療過誤と隣り合わせの関係にあることを念頭に置いておかねばなりません。そして適切なリスクマネジメントを実践するためには、治療リスクを最小限に食い止める努力を怠らぬばかりでなく、もし万一トラブルが発生した場合にいかに対処すべきかということについて、常に正しい知識を身につけておく必要があります。

今回は、歯科の医事紛争の分野で豊富な知識と経験をお持ちの佐藤慶太先生と端山智弘先生をお招きして、さまざまな事例をご呈示いただきながらその問題点を解説していただく予定です。日々の診療に直結した重要なテーマでもありますので、是非多くの方々のご来聴をお待ち申し上げます。

日本矯正歯科学会認定医の方は、当日、IDカードをお持ち下さい。セミナー参加者は、研修ポイント5点が加算されます。



有楽町朝日ホール
スクエア
ギャラリー
(有楽町マリオン11階) (Tel.03-3284-0131)
(Fax.03-3213-4386)

有楽町朝日ホール
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-5-1
有楽町マリオン11階
TEL (03) 3284-0131

東京矯正歯科学会
東京都豊島区駒込 1-43-9 (〒170-0003)
一般財団法人口腔保健協会内
TEL (03) 3947-8891
FAX (03) 3947-8341

平成24年

東京矯正歯科学会 秋季セミナー

矯正治療におけるリスクマネジメント

モデレーター：清水 典佳 学術委員長

講演者：佐藤 慶太 先生

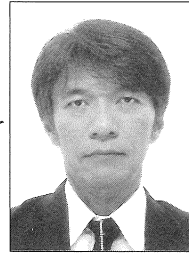
端山 智弘 先生

日時・平成24年11月15日 (木曜日)
午後6時より

場所・有楽町朝日ホール

当日会費・無料 (会員、会員同伴のコデンタルスタッフ)
¥3,000 (非会員)

佐藤 慶太 先生



平成 2 年 鶴見大学歯学部歯学科卒業
平成 7 年 東京医科歯科大学大学院医学研究科(法医学)修了
平成 7 年 同学医学部助手(法医学)
平成 16 年 鶴見大学歯学部講師(法医学)
平成 20 年 鶴見大学歯学部准教授(法医学)
現職：鶴見大学歯学部准教授(法医学)
鶴見大学歯学部附属病院医療安全管理部長
横浜地方裁判所医療関係訴訟裁判専門委員
(社)日本医療安全調査機構運営委員会委員
日本法歯科医学会医療安全推進委員会委員長
東京医科歯科大学歯学部非常勤講師
昭和大学医学部兼任講師

鑑定人から見た歯科医事紛争

最高裁判所の報告では、この数年間、医事紛争として全国裁判所が受理した事件は依然として年間 900 件を超え、そのうち、全 13 診療科別の件数としては、内科および外科が上位を占めるが、歯科は最上位から 5 番目に位置している。全体の受理件数が年々減少傾向にあるなかで、歯科はその兆候を示さず、すなわち、全体件数のなかで占める割合はむしろ上昇している。医事紛争の共通性として、すべての紛争が事故に基づくものではなく、また、紛争のすべてが裁判で決することでもない。紛争もしくはその直前にある事案のほとんどは、当事者間での和解が試みられているが、その状況に至らないごく一部の事案が裁判へと進展している。このことから、前述の公示された裁判受理数の背景には、少なくともその十数倍(数十倍とも)程度の既決および未決の紛争事案が存在している可能性が容易に推測され、このことから、日常診療における医事紛争の発生は、決してまれな出来事ではないとする考え方のゆえんとなっている。歯科医事紛争の特徴の一つとしては、事故による健康被害に基づくものよりも、医療成果の達成度や治療費に関する齟齬、および両者の関係に絡むもののほうが主体的とする印象があり、これは、歯科医療におけるいわゆる自費診療の存在が大きな要素となっていると考えられる。このような状況に基づく紛争は、特に高額医療の現場において発生の傾向を示し、たとえば、インプラント治療や矯正治療が最たるものなのかもしれない。事実、演者は歯科医療に関連する紛争事件の鑑定などを多年にわたり行ってきたが、インプラント治療、自費補綴治療、矯正治療に係る事件が増加傾向にあることを経験的に感じている。また、これらの自費診療に係る紛争事案において、治療成果に関する患者の過度な期待によるものが少なからず認められ、患者が治療内容を選択するにあたり、医療者による不適切な誘引がなかったか、当該治療の短所などについて説明していたか、つまりは適切なインフォームド・コンセントの履行が争点となることが多いように思う。本講演においては、矯正治療を含めた歯科紛争事件に関して、発生の未然防止や発生後の対処法などについて鑑定人的視点から考察したい。

端山 智弘 先生



昭和 22 年 東京都出身
昭和 47 年 東京医科歯科大学歯学部卒業
昭和 47 年 東京医科歯科大学歯学部第三保存
昭和 49 年 衆議院第二議員会館歯科診療室
平成 51 年 下北沢歯科診療所開設
平成 9 年 東京都歯科医師会理事(医事処理担当)
平成 17 年 東京都歯科医師会医事処理常任委員会委員長
平成 18 年 東京地方裁判所調停委員・専門委員
平成 21 年 世田谷区歯科医師会副会長
平成 21 年 日本歯科医師会歯科医療安全対策委員会委員長

矯正歯科事例に学ぶ医事紛争

厚労科研の研究事業「歯科医療における情報提供の在り方に関する研究」の平成 22 年度の報告書に歯科医療に対する患者意識のネット調査の結果が報告されている。

患者の情報提供に対する意識調査のため、患者 1,000 名を対象としてネット調査を実施したものである。

その結果、医療従事者から受けた説明内容について、受けたと感じた人の割合は、それぞれ「口や歯の状態(症状)」92.2%、「当日の治療内容」85.7%、「治療の順番」74.9%、「いくつかの治療方法」60.2%であった。一方、「治療に関する短所、欠点、リスク」の説明を受けたと感じた人は半数を下回った。また、医療従事者とのコミュニケーションについて満足と回答した人は 70%以上と高率であり、94.1%の人が同じ歯科医院に通院していた。

医事紛争の原因の一つとしてインフォームド・コンセントの不足が常に挙げられるが、説明義務を果たし患者の自己決定権を侵害しないということでのインフォームド・コンセントはおおむねなされていることを印象付ける調査結果といえよう。

にもかかわらず、医事紛争の渦中に場面を転ずると、一変してインフォームド・コンセントの欠如が叫ばれる。

不可抗力、偶発と思える事故であっても、望まない結果になった理由探しに、説明義務を果たしたかを細かく突いてくる。それが、ネット調査の結果にもあるとおり、「治療に関する短所、欠点、リスク」の説明不足や術後の症状に対する予見性の説明不足の部分である。そして今や、インフォームド・コンセントの内容に、期待権の侵害の概念まで取りざたされる状況になってきている。

ひとたび紛争となれば、まずは、説明義務を果たしていないと主張してくるのが常套であるが、実態は言い掛かりとしか思えない事例が含まれていることも多い。紛争を前提に考えると、どこまで説明義務を果たせばよいのか底なしの感を拭えない。

このような状況のなか、東京都歯科医師会で扱った矯正歯科に関わる紛争解決事例を供覧させていただき、ともに考えるきっかけとしたい。